【各科目の平易な説明資料】

1)資金収支計算書(資金の収入支出のバランスをみる収入支出のてん末を明らかにする、いわゆる家計簿のようなもの)の勘定科目

■収入の部

授業料、入学金、実験実習費、施設設備費などの納付金を計上する。入学金は入学時、他の納付金 学生生徒等納付金収入

は入学時に1年次前期分、入学後の10月に後期分、あとは4月と10月に年2回納付する。

手数料収入 入学試験の検定料および前後期の追・再試験料、証明書の発行手数料などを計上する。

寄付として学校が受けたものを計上する。特別寄付金は、寄付の使途が特定されているもの。一般寄 寄付金収入

付金は使途を特定せず学校の裁量で使途が定められる寄付を指す。

補助金収入 国の補助金と、地方公共団体の補助金を計上する。それぞれ分けて表示する。

資産売却収入 車両、研究機器、ピアノ等固定資産売却時の収入を計上する。

付随事業 · 収益事業収入 学生寮、売店、給食などの収入を「補助活動収入」および、外部から大学に受ける委託研究や県など

から委託された事業収入を「受託事業収入」で計上する。

受取利息·配当金収入 預金や有価証券などの収益を計上する。

体育館や教室等の使用料など施設設備利用料など上記以外に学校で受けた収入および退職金財団 雑収入

交付金収入等を計上する。

借入金等収入 1年以内に返済するものを「短期借入金」、返済期限が1年を超えるものを「長期借入金」とし計上する。

前受金収入 翌年度以後の収入にあげるべき収入を計上。入学時に納付される入学金、授業料などを計上する。

その他の収入 「学生生徒等納付金収入」から「前受金収入」までに含まれない他の収入を計上。「前期末未収入金収

入」「貸付金回収収入」「立替金回収収入」「預り金受入収入」「借入金受入収入」など含まれる。

収入として計上したが未収となっているものを「期末未収入金」、前受金収入として前年度までに既に 資金収入調整勘定

受け入れている収入を当年度に本来の科目に計上したものを「前期末前受金」とする。

前年度末の現預金残高 前年度繰越支払資金

■支出の部

「教員人件費」、「職員人件費」には、本人に支給される給与の他に、共済組合掛金、退職金財団掛 人件費支出

金、労働保険なども含む。ほかに役員報酬支出や、退職金支出など計上する。

教育研究のために支出する経費を計上する。「消耗品費支出」「光熱水費支出」「旅費交通費支出」 や、「教材費支出」「印刷製本費支出」「支払修繕費支出」「衛生清掃費支出」「渉外費支出」「備品費支 教育研究経費支出

出」など計上する。

管理経費支出 管理経費の小科目名称は教育研究経費とほぼ同様のものが、使用されている。総務・人事・経理に要

する経費、教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕および維持に要する経費、学生募集の経

費、学生食堂、学生寮にかかる経費など、教育研究業務以外にかかる経費を計上する。

借入金等利息支出 借入金の借入利息を計上する。 借入金等返済支出 借入金等返済支出を計上する。

施設関係支出 土地支出、建物支出、構築物支出、建設仮勘定支出などを計上する。建設仮勘定とは工事が年度をま

たがり完成していない場合、建物支出に代わり計上する。完成時に建物支出に振替える。

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出、図書支出、車輌支出などを計上する。教育研究用 設備関係支出

機器備品支出と管理用機器備品支出は、教育研究経費と管理経費の区分(教育研究のために支出す

る経費かどうか)で、分別する。

資産運用支出 特定預金や特定資産への繰入支出を計上する。資産運用規程により運用している。

「人件費支出」から「資産運用支出」までに該当しない支出を指す。「貸付金支払支出」「前払金支払支 その他の支出

出」「仮払金支払支出」「前期末未払金支払支出」「預り金支払支出」「仮受金支払支出」など計上す

「期末未払金」(支出として計上したが未払いとなっているもの)と「前期末前払金」(前払い支払支出と 資金支出調整勘定

して前年度までに支払っている経費を当年度に本来の科目に計上したものなどを調整)

次年度繰越支払資金 今年度末の現預金残高 2) 事業活動収支計算書(企業会計でいう損益計算書に当たる)の勘定科目

■教育活動収支(事業活動収入の部)

学生生徒等納付金 資金収支計算書の学生生徒等納付金収入と同じ。

手数料 資金収支計算書の手数料収入と同じ。

寄付金 資金収支計算書の寄付金(施設設備関連のもの以外)を計上する。

経常費等補助金 資金収支計算書の補助金収入と同じ。

付随事業収入 資金収支計算書の付随事業・収益事業収入と同じ。

雑収入 資金収支計算書の雑収入と同じ。(過年度修正がある場合は除く)

■教育活動収支(事業活動支出の部)

人件費 退職金と退職金団体の収入差額を計上する。

教育研究経費 原則、資金収支の教育研究経費支出に減価償却額を加えたものである。

減価償却額は、施設関係、設備関係のその年の減耗分となる。対象物件ごとに耐用年数を設定し定額

法(毎年同じ金額だけ価値が減少する)で償却する。

管理経費 管理経費も、原則、資金収支の管理経費支出に減価償却額を加えたものである。総務・人事・経理に

要する経費、学生募集経費、学生食堂、学生寮にかかる経費など、教育研究業務以外にかかる経費を

計上する。

■教育活動外収支(事業活動収入の部)

受取利息・配当金 資金収支計算書の受取利息・配当金収入と同じ。

■教育活動収支(事業活動支出の部)

借入金等利息 資金収支計算書の借入金等利息と同じ。

■経常収支差額 以上「教育活動収支」および「教育活動外収支」の収入と支出の差額

■特別収支(事業活動収入の部)

資産売却差額 「機器備品売却差額」など その他の特別収入 「過年度修正額」など

■特別収支(事業活動支出の部)

資産処分差額 資金収支計算書の資産売却収入のうち、簿価より安く売ったものに関しては、簿価との差額を計上す

る。また廃棄したのの除却金額も計上する。

その他の特別支出 資金収支計算書の人件費支出「退職給与引当金特別繰入額」と「その他の特別支出」にある「過年度

修正額」など上する。

■基本金組入前当年度収支差額

■基本金組入額 教育研究活動に必要な資産を断続的に保持するために当年度の有形固定資産、特定資産を帰属収

入から差し引いた額。

■当年度収支差額 上記金額に「基本金組入額」を足した額。 ■前年度繰越収支差額 貸借対照表前年度の「繰越収支差額」

■翌年度繰越収支差額 「当年度収支差額」に「前年度繰越収支差額」を足し「基本金取崩額」を引いた額。貸借対照表今年度

の「繰越収支差額」

■事業活動収入 「基本金組入前当年度収支差額」から「基本金組入額」を引いた額。

■事業活動支出 法人全体の支出額。(建物等施設設備取得、借入返済、貸付による支出等は除く。なお、減価償却

費、退職給与引当金繰入額等は計上する。)

③貸借対照表(決算時における財政状態を表す)

■資産の部

有形固定資産 1年以上超えて使用予定の資産をさす。「土地」「建物」「構築物」「教育研究用機器備品」「管理用機器

備品」「図書」「車両」等

「資産期末残高」から「減価償却累計額」を差し引いたもの

特定資産 「校舎新築」「施設設備拡充」「退職給与」などに計画的に引き当てるための資産

その他の固定資産 「有価証券」「借地権」「長期貸付金(奨学資金)」など

流動資産「現金預金」「未収入金」など

■負債の部

固定負債 「長期借入金」「退職給与未払金」など 流動負債 「短期借入金」「未払金」「前受金」「預り金」

■純資産の部

基本金 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとし

て、その事業活動収入から組入れた額を基本金とする。

(企業会計における資本金は、株主より出資された金額。それに準じるもの。)

第1号基本金 取得した固定資産の価額を組入れるもの

第2号基本金 将来取得する固定資産の原資を組入れるもの

第3号基本金 元金を継続的に保持運用するもの(奨学基金、研究基金)

第4号基本金 恒常的に保持すべき資金額を確保するもの

繰越収支差額「資産の部」から「負債の部」と「基本金」を差し引いた額。

④活動区分資金収支計算書(平成27年度会計より、企業会計のキャッシュフロー計算書に準じるもの)

「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」の3つの活動に区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにする。また「前受金」「未収入金」「未払金」「前払金」の調整勘定に関しては資金収支の内容により3つの活動区分に分類する。

⑤財産目録(資産と負債の内容を明らかにし、差し引いた正味財産を表すものである)

【学校法人会計の特徴や企業会計の違い】

企業会計では、損益重視の考え方に立ち、財政状態をに応じ、収益性を高めることで財政安定を目指しているのに対し、学校会計では、学生生徒等納付金や、国の経常費補助金、地方公共団体からの補助金、寄付金等を原資に運営している。学校法人は、きわめて公共性の高い法人である。従って、企業会計と異なり収益性を高めることを目的としていない。

学校会計は、年度毎の収支の均衡状態と財政状態との適正化をはかることで法人の永続性発展に寄与することを目的としている。

入学金、前期納付金を入学手続き時に納入いただくのも計画的に教育研究活動等行うためである。予算が重視されるのも学校会計の特徴である。

「私立学校法」および「私立学校振興助成法」において「学校法人会計基準」に則り、予算書および計算書類(決算資料)を作成すること、また所轄庁に提出することが義務付けられている。書類の内容は以下のとおり。